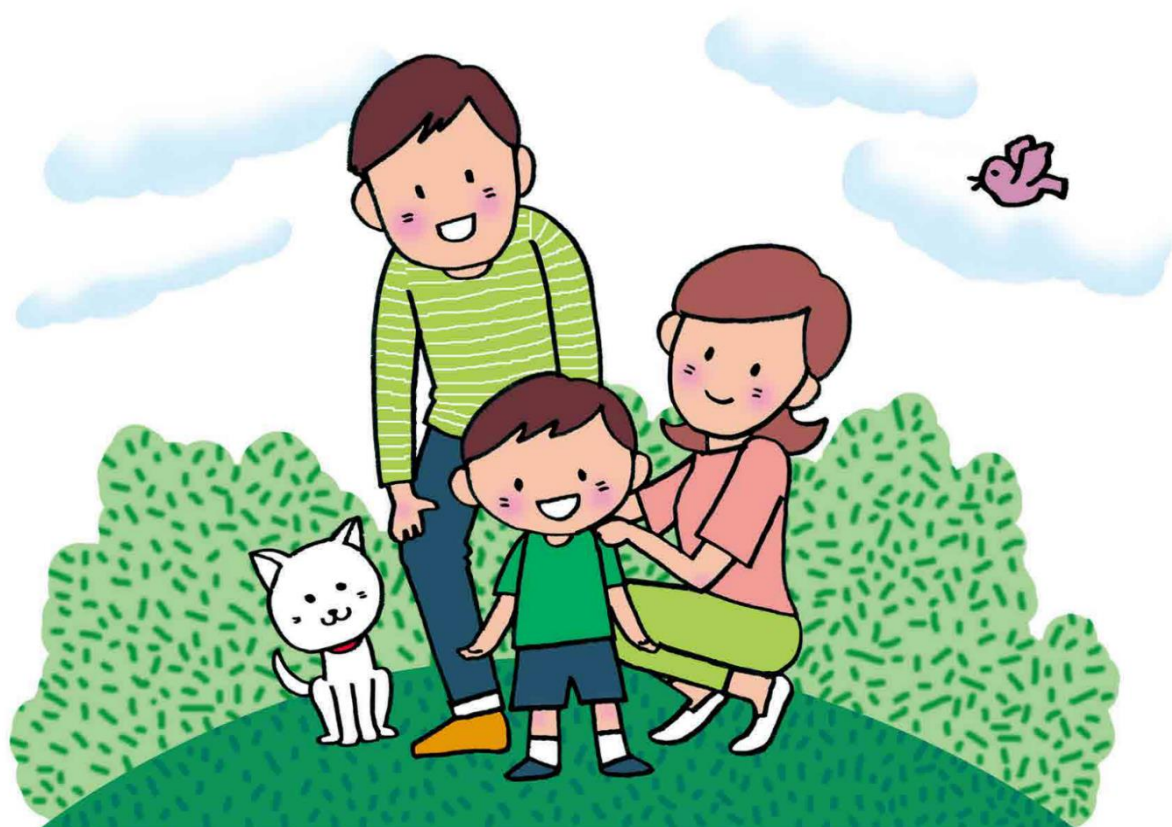


特別児童扶養手当制度のしおり



特別児童扶養手当とは？

精神又は身体に障がいがある児童を監護している父母、
あるいは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。
この手当は、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

大阪府 福祉部 子ども家庭局 子ども家庭企画課

特別児童扶養手当を受けることができる方

20歳未満で、政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父母または父母に代わって児童を養育している方（養育者）が手当を受給できます。

Q：両親が児童を監護している場合は手当は誰が受けるのですか？

A：両親が児童を監護している場合、主として児童の生計を維持する方が手当を受給します。
なお、所得の多い方を主として児童の生計を維持するものとみなします。

Q：「養育者」とは？

A：父母を除き児童を養育している（同居し、監護し、かつ生計を維持している）一切の者をいいます。
里親も「養育者」として手当を受給できます。

Q：外国籍の場合、手当を受けることはできますか？

A：外国籍の方でも、手当の支給対象となります。ただし、在留期限が適正であることが必要となります。

ただし、次のいずれかにあてはまるときは、手当を受けることができません。

- 1 手当を受けようとする方または児童が国内に住所を有しないとき
- 2 児童が児童福祉施設、障がい福祉施設に入所しているとき
(母子生活支援施設、保育所を除きます。里親に委託されている場合は、里親が請求者となります。)
※施設を退所したときは、退所した日の翌日以降、手当の請求をすることができます。
- 3 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき

対象になる障がいは？

障がいの判定は、**原則として診断書**で行います。提出された診断書に記載された、児童の現在の状態、医学的な障がいの原因及び経過、予後等、並びに日常生活の介護の程度等を十分勘案し、総合的に判断したうえで認定を行います。なお、身体障がい者手帳、療育手帳をお持ちの場合、診断書の提出を省略できるときがありますので、お住まいの市町村担当窓口でおたずねください。また、対象となる障がいの状態は、政令により定められています。

令和4年4月1日より「眼の障がい」の認定基準が改正されました！！

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（施行令別表第3）の障がい認定基準	
1級の障がいの状態	2級の障がいの状態
①・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	①・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	②両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
③両上肢の機能に著しい障害を有するもの	③平衡機能に著しい障害を有するもの
④両上肢の全ての指を欠くもの	④そしゃくの機能を欠くもの
⑤両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	⑤音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの	⑥両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
⑦両下肢を足関節以上で欠くもの	⑦両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
⑧体幹の機能に座っていることができないう程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	⑧一上肢の機能に著しい障害を有するもの
⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度 ^{※1} のもの	⑨一上肢の全ての指を欠くもの
⑩精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	⑩一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
⑪身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	⑪両下肢の全ての指を欠くもの
	⑫一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	⑬一下肢を足関節以上で欠くもの
	⑭体幹の機能に歩くことができないう程度の障害を有するもの
	⑮前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度 ^{※2} のもの
	⑯精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	⑰身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているかまたは未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいいます。

※2 「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいいます。

身体障がい者手帳をお持ちの方でも、診断書を総合的に判断した結果、手帳の等級と特別児童扶養手当の等級とが異なったり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律で定められた障がいの状態には該当しないと判定されることもあります。

特別児童扶養手当の額 【児童1人につき月額】

(令和8年4月から)

1級	月額 58,450円	2級	月額 38,930円
----	------------	----	------------

※手当の月額は、「物価スライド制」の適用により変動することがあります。

手当額は、請求者または配偶者及び扶養義務者(請求者の父母兄弟姉妹などで、同居している方)の前年(1月から6月の間に請求する場合は前々年)の収入から給与所得控除額等を控除した所得額によって、全部支給か全部停止(支給なし)に決定されます。

特別児童扶養手当の支払期日

手当は認定されると、**請求日の属する月の翌月分から支給**されます。

年に3回、4か月分の手当がまとめて支払われます。

支払期	支払予定日	支払方法
4月期(12～3月分)	4月10日	請求者の指定した 金融機関への口座振込
8月期(4～7月分)	8月10日	
12月期(8～11月分)	11月11日	

※支払日が土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関が営業している日となります。

所得額による支給制限

請求者または配偶者及び扶養義務者(請求者の父母兄弟姉妹などで、同居している方)の前年(1月から6月に請求する場合は前々年)の収入から給与所得控除額等を控除した所得額が、下表の限度額以上となるときは、その年度(8月から翌年の7月まで)は、**手当が支給されません**。

所得限度額		
扶養親族等の数	請求者(父母または養育者)	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人以上	以下1人増す毎に380,000円加算	以下1人増す毎に213,000円加算
所得制限加算額	同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)または 老人扶養親族1人につき10万円 特定扶養親族または16歳以上19歳未満の 控除対象扶養親族1人につき25万円	老人扶養親族1人につき6万円 (扶養親族全員が老人扶養親族の 場合は1人を除く)

※所得制限限度額は変更されることがあります。

所得の計算方法

$$\text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費(給与所得控除額等)} - 8\text{万円} - \text{諸控除}$$

※令和3年度から適用される税制改正により、給与所得・公的年金に係る所得を有する場合は、その合計額から10万円を控除します。

諸控除について

障害者控除	特別障害者控除	寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除
27万円	40万円	27万円	35万円	27万円
配偶者特別控除 雑損控除 医療費控除 小規模企業共済等掛金控除 特定親族特別控除				
地方税法で控除された額 ※課税台帳に記載された控除額				

諸控除について、具体的に控除される項目(種類)や控除金額等は市町村担当窓口でご確認ください。

お住まいの市町村担当窓口で、必要な書類等を確認・相談のうえ手続きをしてください。



① 認定請求に必要な書類を準備します。

必要書類チェックリスト

※戸籍及び住民票は発行後1カ月以内のものを、診断書は請求月(又はその前月)に診断されたものを提出してください。

※公金受取口座を利用される場合、「振込先口座申出書」の提出は不要です。(詳しくは市町村担当窓口にご確認ください)

- 特別児童扶養手当認定請求書
- 請求者と対象児童の戸籍謄(抄)本
- 外国籍の方は在留カードの写し
- 児童の障がいの程度についての医師の診断書(所定の様式によるもの)診断書は窓口で用意しています。
*身体障がい者手帳、療育手帳(A・B1のみ。B2は除く。)
をお持ちの方は、診断書の提出を省略できる場合がありますので、担当窓口でおたずねください。
- 振込先口座申出書
*口座の通帳又はキャッシュカードの写しも添付。

場合により必要な書類 チェックリスト

※この他にも、場合により必要な書類がありますので、必ず市町村担当窓口を確認してください。



養育者の場合

- 養育申立書

児童と別居している場合

- 別居監護申立書
- 児童の世帯全員の住民票

請求者等の実際の住所が住民票所在地と異なる場合

- 住所要件に関する申立書
- 住民票(お住まいの市町村にない場合)

施設入所により資格喪失し、退所したため再度認定請求する場合

- 施設退所・措置解除証明書または障がい福祉サービス受給者証の退所日を記載している部分の写し

② 書類の提出

お住まいの市町村担当窓口にて認定請求書とその他の必要書類を提出します。

③ 審査と認定

市町村が住民票等を確認した後、大阪府へ提出します。受給資格及び障がいの程度について、大阪府が審査します。手当は、受給資格について大阪府の認定を受けた後、受給することができます。

④ 通知書等発行

認定されると、認定通知書等が発行されます。
受給資格がないと認められ、請求が却下されたときは、認定請求却下通知書が発行されます。

⑤ 通知書等の記載事項確認

通知書等が届きましたら、記載事項を必ずご確認ください。

⑥ 受給開始

手当は、年3回支払日に振込みされます。(支払期日については前ページをご参照ください。)

※「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、平成28年1月以降、個人番号(マイナンバー)の記載が必要になりました。(認定請求書、支給停止関係届、額改定請求書及び所得状況届)

手当を受けている方の手続き

手当の認定を受けた方は、次の届出義務がありますので、事由が生じたときは、すみやかにお住まいの市町村担当窓口へ届け出てください。

届出が遅れると、手当の支給が受けられなくなったり、所定の支払日に手当の振込みができなかったり、支給された手当を大阪府に返還していただく必要が生じる場合があります。

ご不明なことがあれば、市町村の担当窓口へ相談してください。

届出を必要とするとき	届出の種類等
<p>毎年8月12日～9月11日 (すべての受給者)</p> <p>※開庁日および受付時間については、お住まいの市町村にご確認ください。</p> <p>※ただし、8月12日が行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日に当たる場合は、前営業日を開始日とし、9月11日が行政機関の休日に当たる場合は、翌営業日を終了日とします。</p>	<p>所得状況届</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年の所得と、児童の監護状況を確認するため、すべての受給者が提出する必要があります。 所得状況届を提出しないと8月以降の手当は支給されません。 提出期限(9/11)を過ぎてから届出した場合、手当の支給時期が遅れる場合がありますのでご注意ください。 【注意】所得状況届を2年間続けて提出していないと、受給資格を失います。
<p>認定に有期(有効期限)が設けられているとき</p>	<p>有期再認定請求書</p> <p>特別児童扶養手当の認定には、障がいの程度に応じて1年から2年程度の有期が設けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有期のある場合には、有期再認定を受けなければ、有期の翌月分以降の手当の支給が受けられなくなります。 有期を過ぎて有期再認定請求の手続きをされた場合は、再認定されても、有期の翌月分から有期再認定請求をした月分までの手当が不支給となる場合があります。 受給者または児童が外国籍で在留期限がある場合には、障がいに係る有期の更新のほか、当該在留期限の更新時にも有期再認定請求書の提出が必要となります。在留カードの写しも必要です。
<p>監護(養育)する児童の数・障がいの程度が変わったとき</p> <p>※身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けた時や障がい等級に変更があった場合は、まずは市町村の担当窓口へお問い合わせ下さい。</p>	<p>額改定請求書…手当が増額するとき</p> <p>①監護する障がいのある児童が増えたとき</p> <p>例) 児童が施設を退所して引き取った、新たに障がいがわかった児童がいたなど</p> <p>※施設を退所した場合は退所日の翌日以降に請求できます。請求される際は退所日を記載している部分の写しが必要です。</p> <p>②障がいの程度が重くなったとき(例:療育手帳B1→Aなど)</p> <p>①②ともに認定された場合、請求月の翌月分の手当から増額となります。</p> <p>【注意】請求が遅れた場合、遡っての額の改定はされませんので手続きが遅れないようにご注意ください。</p> <p>額改定届…手当が減額するとき</p> <p>①2人以上の対象児童がいる世帯で、監護する児童が減ったとき</p> <p>例) 児童が施設に入所した、児童が死亡したなど</p> <p>※施設入所の場合、入所日の前日が事由の発生した日となります。</p> <p>②障がいの程度が軽くなったとき(例:療育手帳A→B1など)</p> <p>①②ともに額改定事由の発生した日の翌月分の手当から減額となります。</p> <p>【注意】届出の翌月からではないので、ご注意ください。</p>

5

手当を受けている方の手続き

届出を必要とするとき	届出の種類等
受給資格がなくなったとき	<p>資格喪失届</p> <p>次の場合は受給資格がなくなります。すみやかに資格喪失届(受給者死亡の場合も同一様式)を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象児童を監護(養育)しなくなったとき。 2 対象児童が児童福祉施設、障がい者支援施設等に入所したとき。 (入所日の前日が資格喪失日となります。) ※施設を退所した場合は、退所した日の翌日以降、手当の請求をすることができます。 3 受給者または対象児童が死亡したとき。 4 受給者または対象児童が日本国内に住所を有しなくなったとき。 5 対象児童が障がいを支給事由とする年金を受給できるようになったとき。 6 受給者の所得より配偶者の所得の方が高くなったとき。 ※配偶者が手当の請求を行い、受給者となります。 <p>【注意】 資格喪失届を提出せず、手当を受給し続けると、資格喪失日の属する月の翌月以降の手当額の全額を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。</p> <p>★上記の届出によるもの他、有期再認定請求の際に提出された診断書により、対象児童の障がいの程度が、法令に定める障がいの程度に該当しなくなったと判断されたときは、受給資格がなくなります。</p>

その他の各種届出

届出を必要とするとき	届出の種類等
所得更正・世帯状況の変更(配偶者の有無の変更、扶養義務者との同居・別居等)があったとき	<p>所得状況変更届兼支給停止関係届</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所得制限限度額を超えていた人が、限度額以内になる場合 ▶変更事由の発生した日の属する月の翌月から手当が支給対象となります。 2 所得制限限度額以内だった人が、所得制限限度額を超える場合 ▶変更事由の発生した日の属する月の翌月から手当が支給停止となります。 <p>【注意】 既に受け取られた手当がある場合には、手当額を返還していただくこととなりますのでご注意ください。</p>
氏名・住所・支払金融機関の変更があったとき	<p>氏名変更届 住所変更届 府外転入届(府外及び大阪市・堺市から大阪府に転入した場合) 振込先口座申出書(公金受取口座に変更があった場合を含む)</p>
その他	受給証明申請書等

※届出等の受付窓口は市町村になりますので、記載内容について疑問等があれば、必ずお住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

市町村担当窓口一覧表（特別児童扶養手当担当）

まずはお住まいの市町村の担当窓口にご相談ください。

令和8年4月1日現在

市町村名	担当窓口名	電話番号	FAX番号
岸和田市	福祉部障害者支援課障害福祉担当	072-423-9446	072-431-0580
豊中市	福祉部障害福祉課給付支援係	06-6858-2232	06-6858-1122
池田市	こども未来部発達支援課	072-754-6102	072-752-9785
吹田市	福祉部障がい福祉室	06-6384-1347	06-6385-1031
泉大津市	健康こども部子育て応援課給付係	0725-33-1131	0725-33-1178
高槻市	健康福祉部福祉事務所障がい福祉課	072-674-7164	072-674-7188
貝塚市	健康福祉部障害福祉課	072-433-7012	072-433-1082
守口市	こども子育て支援政策課	06-6992-1647	06-6992-1400
枚方市	医療助成・児童手当課	072-841-1408	072-841-3039
茨木市	福祉部障害福祉課交付管理係	072-620-1636	072-627-1692
八尾市	こども若者部こども若者政策課こども育成係	072-924-3839	072-924-9548
泉佐野市	健康福祉部地域共生推進課障害福祉係	072-463-1212	072-463-8600
富田林市	こども未来部こども政策課給付支援係	0721-25-1000	0721-24-8976
寝屋川市	こども部こどもを守る課	072-800-7051	072-800-7114
河内長野市	こども子育て部こどもまんな課こども給付グループ	0721-53-1111	0721-55-1435
松原市	福祉部子ども未来室子育て支援課家庭支援係	072-334-1550	072-334-5959
大東市	福祉・子ども部こども家庭室子ども政策グループ	072-870-9655	072-872-2189
和泉市	福祉部障がい福祉課障がい者医療係	0725-99-8133	0725-44-0111
箕面市	子ども未来部子育て支援課	072-724-6738	072-721-9907
柏原市	福祉こども部障害福祉課障害者支援係	072-972-1508	072-972-2200
羽曳野市	こどもえがお部こども政策課	072-958-1111	072-956-0730
門真市	こども部こども政策課給付グループ	06-6902-6186	06-6902-0656
摂津市	保健福祉部障害福祉課	06-6383-1374	06-6383-9031
高石市	保健福祉部高齢・障がい福祉課高齢・障がい福祉係	072-275-6294	072-265-3100
藤井寺市	こども未来部こども育成課育成担当	072-939-1161	072-939-1128
東大阪市	市民生活部国民年金課	06-4309-3165	06-4309-3805
泉南市	福祉保険部障害福祉課障害福祉係	072-483-8252	072-480-2134
四條畷市	健康福祉部障がい福祉課	072-877-2121	072-879-2596
交野市	こども家庭部子育て支援課手当・医療助成係	072-893-6406	072-892-0525
大阪狭山市	こども政策部こども家庭支援グループ	072-349-8015	072-367-1254
阪南市	健康福祉部市民福祉課	072-489-4521	072-473-3504
島本町	健康福祉部福祉推進課	075-962-7460	075-962-5652
豊能町	生活福祉部福祉課	072-739-3420	072-739-1980
能勢町	福祉部福祉課福祉担当	072-731-2150	072-731-2151
忠岡町	健康福祉部こども課児童係	0725-22-1122	0725-22-1128
熊取町	健康福祉部こども支援課こども施策推進グループ	072-452-6814	072-453-7196
田尻町	民生部子育て・地域福祉課	072-466-5013	072-466-8725
岬町	しあわせ創造部子育て支援課子育て支援係	072-492-2709	072-492-5814
太子町	健康福祉部子育て支援課	0721-98-5596	0721-98-2773
河南町	教・育部こども1ばん課子育て応援係	0721-93-2500	0721-93-7560
千早赤阪村	民生部こども課	0721-72-0084	0721-70-2021

※担当窓口名、電話番号及びFAX番号が変更されることがあります。

まずはお住まいの市町村の担当窓口にご相談ください。

被災等で請求が遅れるなど個別の事情や制度の詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。

障がい児福祉手当

【担当窓口：居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課】

20歳未満であって、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護が必要な障がい児に対して手当を支給する制度です。

重度障がい者在宅生活応援制度

【担当窓口：居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課】

重度の知的障がい（療育手帳A判定）と、重度の身体障がい（身体障がい者手帳1・2級）がある方を在宅で介護している方に給付金を支給する制度です。



ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/teate/tokubetsujihu.html>

大阪府 福祉部 子ども家庭局 子ども家庭企画課 令和8年3月発行

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 TEL 06-6944-7532

FAX 06-6944-6680

